支払余力比率算出様式の記入要領

（別紙２）

**１．全般的な注意事項**

(1) 本記入要領における用語の定義は以下のとおりです。

　法：消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）

　規則：消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第１号）

財務諸表等規則：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

　規程：消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）

(2) 「記入様式.xlsx」は、14枚のシートから構成されており、各シートの概要は表１のとおり

　・入力用シート（６シート）

　　・計算用シート（６シート）

　　・結果まとめシート（１シート）

　　・（参考）実質資産負債差額シート（１シート）

から構成されております。

**入力用シートに必要なデータ等を入力することで、**「総括表（算出結果）」シートに計算結果が出力されます。

事業内容によっては、黄色のセルでも記載が不要な箇所もありえますので、**「２．入力要領」の記載に従って、入力が必要な箇所をご確認の上、漏れのないよう入力してください。**

(3) 入力に当たって、金額についてはすべて円単位で入力し、率についてはパーセント単位で入力してください。それ以外については、２の入力要領の記載にしたがってください。

【表１】記入様式における各シートの概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| シート名 | | 概要 |
| 1. 入力用シート | | |
|  | 共済事業概要 | 組合の概要や各共済事業において、どのような保障等を行っているのか等を入力するシートです。  ※ここでの入力内容は「入力表（その２）」シートに反映されます。 |
| 入力表（その１） | 支払余力を算定するために必要な資産の状況等を入力するシートです。 |
| 入力表（その２） | リスクのうち、一般共済リスク、第三分野共済の共済契約に係るリスク、巨大災害リスク及び再共済（再保険）リスク、再共済（再保険）回収リスクの算定に必要なデータを入力するシートです。 |
| 入力表（その３） | リスクのうち、予定利率リスクの算定に必要なデータを入力するシートです。 |
| 入力表（その４） | リスクのうち、価格変動リスク、信用リスク、子会社等リスク（デリバティブ関係を除く）の算定に必要なデータを入力するシートです。 |
| 入力表（その５） | リスクのうち、デリバティブ関係のリスク又はヘッジの算定に必要なデータを入力するシートです。 |
| 1. 計算用シート | | |
|  | 支払余力算定（その１） | 支払余力総額を計算しているシートです。（その１で全体を計算し、その２で算入限度額等を計算しています。） |
| 支払余力算定（その２） |
| リスク算定（その１） | 一般共済リスク、第三分野共済の共済契約に係るリスク、巨大災害リスクを計算しているシートです。 |
| リスク算定（その２） | 予定利率リスクを計算しているシートです。 |
| リスク算定（その３） | 資産運用リスクを計算しているシートです。 |
| リスク算定（その４） | 経営管理リスクを計算しているシートです。 |
| 1. 結果まとめシート | | |
|  | 総括表（算出結果） | 支払余力比率の算定結果を取りまとめているシートです。 |
| 1. （参考）実質資産負債差額シート | | |
|  | （参考）実質資産負債差額 | 参考として、実質資産負債差額を算出するシートです。 |

**２．入力要領**

　表１の入力用シートに記載された各シートの黄色のセルに、(1)～(7)の記載に基づき記入してください。

　なお、入力が必要となる場合は、以下の表２にまとめておりますので、ご参考にしてください。

【表２】各入力シートに入力が必要な場合（概要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| シート名 | | | | | 入力が必要な場合 |
| 共済事業概要 | | | | | 全組合で入力が必要です。 |
| 入力表（その１） | | | | |
| 入力表（その２） | | | | | － |
|  | 一般共済リスク関係 | | | | 第三分野共済以外の共済事業がある場合は入力が必要です。 |
| 第三分野共済の共済契約に係るリスク関係 | | | | 第三分野共済の事業がある場合は入力が必要です。 |
| 巨大災害リスク関係 | | | | 巨大災害時の保障を行う損害系の共済事業がある場合は入力が必要です。 |
| 再共済・再保険関係 | | | | 出再を行っている共済事業がある場合は入力が必要です。 |
| 入力表（その３） | | | | | 予定利率の設定を行っている共済事業がある場合は入力が必要です。 |
| 入力表（その４） | | | | | 資産運用を行っている場合は入力が必要です。   * デリバティブ取引はここには入力しないでください。 * 資産運用を目的としていなくても、預貯金等がある場合も入力が必要となります。 |
|  | | | 価格変動リスク対象資産 | | 価格変動リスクがある資産を保有している場合は入力が必要です。 |
| 信用リスク対象資産 | | 貸付金、債券、預貯金、短資取引、証券化商品、再証券化商品がある場合は入力が必要です。 |
| 子会社等リスク対象資産 | | 子会社等を保有している場合は入力が必要です。 |
| 入力表（その５） | | | | | デリバティブ取引を行っている場合は入力が必要です。 |
|  | | デリバティブ取引の取引高 | | | － |
|  | | 先物取引・オプション取引 | 先物取引（売建、買建）、オプション取引（プット売、プット買）を行っている場合は入力が必要です。 |
| スワップ取引 | スワップ取引を行っている場合は入力が必要です。 |
| 信用スプレッドリスク対象資産 | | | クレジット・デフォルト・スワップ取引を行っている場合は入力が必要です。 |
| （参考）実質資産負債差額 | | | | | 全組合で入力が必要です。 |

(1) 共済事業概要

　①　算定対象とする事業年度

　　今回用いたデータの事業年度を記入してください。

　②　組合名

　　貴組合名を記入してください。

　③　共済事業名

　　貴組合で実施している共済事業名を、責任共済を除きすべて記入してください。

　　なお、同じ種類のリスクを複数有している共済事業（※）については、１つの共済事業を分けて記入していただいても構いません。

　（※）後述の「入力表（その２）」の共済種類はここで記入した内容が反映されますので、同じ共済事業で災害入院リスク、疾病入院リスクなどの算定基礎が複数ある場合は分けた方が入力しやすい場合があります。

　④　保障内容

③で記載した各共済事業で保障する内容について、該当欄に○を記入してください。

⑤　地震、風水害災害時の保障

　③で記載した各共済事業のうち、地震、風水害が生じたときに損害系リスク（火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、家屋の倒壊リスク、水害リスク、その他の損害リスク）として保障する共済事業に○を記入してください。なお、生命共済規約においても、付加的に地震、風水害による損害を保障している場合にも、当該共済事業に○を記入してください。

　⑥　予定利率の設定

　　共済事業規約において、共済掛金、責任準備金の算定に当たって予定利率を設定している共済事業に○を記入してください。

　⑦　出再の有無

　　共済責任の一部を再共済又は再保険に付している共済事業に○を記入してください。

　⑧　契約者割戻しの有無

　　契約者割戻しを実施している共済事業に○を記入してください。

　※　当年度の実績ではなく、事業規約等において、契約者割戻しの実施が位置づけられているか否かで判断してください。

(2) 入力表（その１）

○ (ｱ)～(ﾜ)のそれぞれについて、 以下の記載にしたがい、適切な額を記入してください。なお、以下に記載されていないものについては、貸借対照表計上額（該当のない場合はゼロ）を記入してください。

**(ｶ) リスク対応財源として期待できないもの**

　　任意積立金のうち、共済金の支払に充てることができないと見込まれるものの額を記入してください。

　　現状において、支払を約束している見舞金目的の任意積立金などは、リスク対応財源として期待できないものとして、(ｶ)の金額に含めてください。

**(ｷ) 当期未処分剰余金**

　　当期未処分損失を計上している場合は、この欄にマイナス値で記入してください。

**(ｸ) 剰余金の処分として支出する金額**

　当期未処分剰余金のうち、剰余金処分により利用分量割戻し等として支出する額を記入してください。（利用分量割戻し等を出資金等の純資産の部に属する科目に振り替える場合は、当該振り替える額を除きます。）

**(ｹ) 法定準備金積増額**

　　当期未処分剰余金のうち、剰余金処分において法定準備金の積立てに充てられた額を記入してください。

**(ｺ) リスク対応財源として期待できないもの**

　　当期未処分剰余金のうち、(ｸ)、(ｹ)以外の額でリスク対応財源として期待できないものの額を(ｶ)と同様の基準により算定して記入してください。

**(ｻ) 評価・換算差額等**

**(ｼ)その他有価証券評価差額金**

貸借対照表計上額を記入しますが、値がマイナスである場合でも、マイナス値のまま入力してください。

**(ｾ)、(ｿ) その他有価証券**

　　財務諸表等規則第８条第22項に規定する「その他有価証券（※）」について、貸借対照表計上額と帳簿価格をそれぞれ記入してください。

　　なお、責任準備金対応債券を保有している場合は、責任準備金対応債券を除く「その他有価証券」の貸借対照表計上額と帳簿価格をそれぞれ記入いただくことも可能です。

　（※）売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

**(ﾀ)、(ﾁ) 土地**

　　組合で保有する土地及び借地権等について、時価と帳簿価格の額をそれぞれ記入してください。

　　なお、土地及び借地権等の時価については、原則として、

　・国土交通省が定める公示価格

　・都道府県が定める標準価格

　・国税庁が定める路線価

　・市町村又は特別区が定める固定資産税評価額等

　のいずれかの方法により、直近時点のものを用いて算定してください。

　また、時価と帳簿価格の差額のみを把握している場合は、（ﾀ）に当該差額を入力し、（ﾁ）には0を入力する方法も可能です。

**(ﾂ)～(ﾇ) 繰延税金資産**

　　貸借対照表に計上している繰延税金資産及び、その内訳のうち、責任準備金、支払備金、価格変動準備金、契約者割戻準備金及び評価・換算差額等に係る額をそれぞれ記入してください。

**(ﾈ) 責任準備金**

自動で計算されるため入力不要です。

**(ﾉ) 共済掛金積立金（追加責任準備金を含む。）**

規則第179条第１項に規定する共済掛金積立金を、同条第３項の追加責任準備金を含めて記入してください。

**(ﾊ) 追加責任準備金**

規則第179条第３項に基づき、追加して共済掛金積立金を積み立てている場合は、その額を記入してください。

**(ﾋ) 共済計理人の検証により必要とされる額**

共済掛金積立金（追加責任準備金を含む。）については、必要額を共済計理人にご確認いただいた上で、当該額を支払余力総額から控除することを考えており、その控除額をご記入いただく欄ですので、共済掛金積立金の積立てを行っていない組合は入力不要です。

　　共済掛金積立金の積立てを行っている組合は、共済計理人に確認いただいた上で、必要額を計上してください。

　　なお、確認が困難な場合は、共済掛金積立金の額（(ﾉ) の額）を記入してください。

**(ﾎ) 全期チルメル式責任準備金**

　　共済契約の費用を共済掛金払込期間にわたって償却する方法（全期チルメル式）により計算した共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額を記入してください。

短期共済事のみ実施している場合は、(ﾌ)の額を入力してください。

　　なお、計算が困難な場合は、追加責任準備金を除く共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額（(ﾉ)＋(ﾌ)－(ﾊ) の額）を記入してください。

**(ﾏ) 解約返戻金相当額**

　　保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を記入してください。

**(ﾑ) 契約者割戻準備金**

　　契約者割戻しを行っている組合について、規則第189条に規定する契約者割戻準備金の額（貸借対照表計上額）を記入してください。

**(ﾒ) うち共済契約者に割り当てられている額**

　　(ﾑ)の契約者割戻準備金のうち、共済契約者に割り当てられている額を記入してください。

**(ﾓ)～(ﾘ) 繰延税金負債**

　　貸借対照表に計上している繰延税金負債及び、その内訳のうち、責任準備金、支払備金、価格変動準備金、契約者割戻準備金及び評価・換算差額等に係る額をそれぞれ記入してください。

**(ﾙ) 一般貸倒引当金**

　　規則第85条に規定する貸倒引当金のうち、一般貸倒引当金について、貸借対照表計上額（マイナス計上）を正の値に変換して記入してください。個別貸倒引当金は含めません。

**(ﾚ) 負債性資本調達手段等**

　　次の性質の全てを有する負債性資本調達手段がある場合は、当該額を記入してください。

　　・無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のもの

・償還が組合の任意によるものであり、以下の場合にのみに償還を行うことができるものであること

* 償還を行った後においても十分な支払余力比率を維持することができると見込まれる場合
* 償還額以上の出資金等の調達を行うとき

　　・損失の補填に充当されるものであること

　　・利払の義務の延期が認められるもの

**(ﾛ) 特定負債性資本調達手段**

　(ﾚ)の①に記載した負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（※１）又は累積型（※２）であって利払の義務の延期に制限のないものの額を記入してください。

※１　非累積型　・・・　延期された利払を行う必要のないもの

※２　累積型　　・・・　延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるもの

**(ﾜ) 期限付劣後債務（契約時の償還期間が５年を超えるもの）**

　　契約時の償還期間が５年を超える期限付劣後債務について、残存期間の区分に応じて、u～zにそれぞれの額を記入してください。

　　なお、(ﾜ)の欄はu～zの値を基に自動で計算されますので、入力不要です。

○　繰延税金資産（繰延税金負債）の計算に用いた法定実行税率（t）については、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いた法定実効税率（計算基準日以降使用されるもののうち最も低いもの）を記入してください。なお、税効果会計を適用していない場合はゼロを記入してください。

(3) 入力表（その２）

○　共済種類については、「共済事業概要」で記入した共済事業名が自動で表示され、以下のそれぞれのセルが黄色で表示されます。

　・「保障内容」に○をつけた共済種類について、「１．一般共済リスク関係」「２．第三分野共済の共済契約に係るリスク関係」で入力が必要な欄

　・「巨大災害時の保障」に○をつけた共済種類について、「３．巨大災害リスク関係」で入力が必要な欄

　・「出再の有無」に○をつけた共済種類について、「４．再共済・再保険関係」で入力が必要な欄

○　「共済事業概要」の記入内容と、「入力表（その２）」の表示に齟齬がないことをご確認の上、以下にしたがい、黄色のセルに適切な値を記入してください。

　　なお、各共済種類について、事業開始から間もない等により、事業年度の期間が１年に満たない事業年度などがある場合には、１年分の額に換算して入力してください。

**＜１．一般共済リスク関係＞**

**＜２．第三分野共済の共済契約に係るリスク関係＞**

**a 危険共済金額**

　　当該年度末時点に有効な契約に係る普通死亡共済金の合計額（出再額を除く）を記入してください。

**b 年金共済期末責任準備金額**

　　事業年度末における年金共済に係る共済掛金積立金の額を記入してください。

**c11 ～ g11 , l11 正味収入共済掛金**

　　リスクごとに、次のイからロを控除した額を記入してください。

イ　当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再共済（再保険）返戻金の合計額

ロ　当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額

**c12 ～ g12 , l12 前事業年度末未経過共済掛金**

**c13 ～ g13 , l13 当該事業年度末未経過共済掛金**

　　リスクごとに、前事業年度又は当該事業年度の未経過共済掛金（規則第179条第１項第２号イの規定による未経過法による未経過共済掛金）の額を記入してください。

**c14 ～ g14 , l14 危険掛金割合**

　　リスクごとに、共済掛金のうち、付加掛金を除いた純掛金等の割合を記入してください。

**c31 ～ g31 , l31 正味支払共済金（当事業年度）**

**c32 ～ g32 , l32 正味支払共済金（前事業年度）**

**c33 ～ g33 , l33 正味支払共済金（前々事業年度）**

　　当年度、前年度、前々年度のそれぞれについて、リスクごとに、支払った又は支払うべきことの確定した共済金等の総額から、当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金を控除した金額を記入してください。

　　なお、火災リスクの正味支払共済金からは、大規模災害（1回の災害に対する正味発生共済金額が、正味経過危険共済掛金※の３３％を上回る災害）に係る額を控除することができます。

※ 　正味経過危険共済掛金　＝　（正味収入共済掛金　＋　前事業年度末未経過共済掛金

－　当該事業年度末未経過共済掛金） の危険掛金部分

**c41 ～ g41 , l41 普通支払備金（当事業年度）**

**c42 ～ g42 , l42 普通支払備金（前事業年度）**

**c43 ～ g43 , l43 普通支払備金（前々事業年度）**

**c44 ～ g44 , l44 普通支払備金（３事業年度前）**

　　当年度～３事業年度前のそれぞれについて、リスクごとに普通支払備金の額を記入してください。

**f3 , g3，l3 事業規約に基づき計算した額**

　　　一般共済リスクにおける「その他のリスク（生命）」、「その他のリスク（損害）」及び第三分野共済の共済契約に係るリスクにおける「その他のリスク」について、共済事業規約に基づきリスクの算出方法が記載されている場合は、当該額を記入してください。この場合は、f3，g3，l3のみに記入し、当該リスクの他の欄（f11～g44，l11～l44）に値を記入しないでください。

**h ストレステスト算出額**

　　規程第７条第２項第１号の規定により算出した額を記入してください。

**i 災害死亡共済金額**

　　当該事業年度末に有効な契約に係る災害死亡共済金の合計額（出再額を除く）を記入してください。

**j1 , k1 災害（疾病）入院共済金日額**

　　当該事業年度末に有効な契約に係る災害（疾病）入院共済金日額の合計額（出再額を除く）を記入してください。

**j2 , k2 予定平均給付日数**

　　災害（疾病）入院共済金の予定平均給付日数を記入してください。

**＜３．巨大災害リスク関係＞**

「共済事業概要」シートの「地震、風水害災害時の保障」に○をつけた共済種類について、以下の金額を入力してください。

　　原則として下記の【巨大災害リスクの算定方法】に記載した方法で巨大災害リスク相当額を算出しますが、

・平成27年３月31日以後最初に終了する事業年度に係る支払余力比率の算出においては、下記のn1（風水害に係る推定支払共済金）を、n3（風水害に係る契約高）に厚生労働省で定めた率（0.5%）を乗じた値とすることができることとします。ただし、当該値が、平成27年３月31日より前に終了する事業年度に係る支払余力比率の算出において用いていた風水害リスク相当額の算出方法（平成27年厚生労働省告示第144号による改正前の規程の規定に基づく算出方法（従前の方法））により算出した風水害リスク相当額を下回る場合は、従前の方法により算出した額をn1（風水害に係る推定支払共済金）としてください。

・地震災害リスク相当額の算出及び平成28年３月31日以後に終了する事業年度に係る風水害リスク相当額の算出において、特段の事情により【巨大災害リスクの算定方法】に定める方法による算出が困難な場合は、行政庁と協議のうえ、【巨大災害リスクの算定方法】以外の方法により巨大災害リスクの算出が行えることとします。

○　地震災害リスク

**m1　関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金**

**m2　総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額**

**m3　当該リスクの地震災害に係る契約高**（地震災害に係る契約高とは、地震災害による全保有契約全損時の支払共済金総額をいいます。）

　○　風水害リスク

**n1　昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金**

**n2　総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額**

**n3　当該リスクの風水害に係る契約高**（風水害に係る契約高とは、風水害による全保有契約全損時の支払共済金総額をいいます。）

|  |
| --- |
| **【巨大災害リスクの算定方法】**  巨大災害リスクの基礎数値 (m1, m2, n1, n2)は、原則として、次の（１）又は（２）の方法により計算していただきます。  **（１）工学的事故発生モデルを用いる方法**  　地震災害リスクにおいては、関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出した推定支払共済金、そのうち総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額をそれぞれ算定。  　　また、風水害リスクにおいては、昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出した推定支払共済金、そのうち総支払限度超過額及び再共済（再保険）により回収できる予想額をそれぞれ算定。ただし、リスクカーブが水害による支払共済金を考慮していない場合における推定支払共済金は、当該リスクカーブに基づき算出した推定支払共済金に1.07を乗じたものとしてください。  　　なお、総支払限度額を設定している場合は、(m1, n1)に総支払限度額を記入し、(m2,n2)には、総支払限度超過額を記入しない方法でも構いません。  ※　巨大災害リスク算定に関する留意事項  ①　リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を示す曲線をいいます。  　②　推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計します。  　　・　想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。  ・　共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されているこ  と。  ・　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。  ・　共済金の支払条件が考慮されていること。   1. 工学的事故発生モデルがない場合は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計します。  * 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。 * 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。 * 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。 * 共済金の支払条件が考慮されていること。 * 未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。   **（２）過去に行った工学的事故発生モデルによる算定結果を用いる方法**  　過去に（１）の工学的事故発生モデルを用いてリスクを計算した場合において、その後の契約高の増減等に応じて調整する方法。 |

**＜３．再共済・再保険関係＞**

**出再により積み立てなかった責任準備金**

**出再により積み立てなかった支払備金**

　　出再をしていることにより規則第180条の規定により積み立てないこととした責任準備金又は支払備金について、出再割合が50%以下の部分と50％超の部分に分けて計上してください。

**未収再共済・再保険勘定**

　　貸借対照表に計上している未収再共済・再保険に係る額を記入してください。

(4) 入力表（その３）

「共済事業概要」シートの「予定利率の有無」の欄に○をつけた共済事業について、共済事業名及び責任準備金の算出に用いられている予定利率をすべて列挙し、それぞれの共済事業及び予定利率に対応した共済掛金積立金残高を記載してください。

(5) 入力表（その４）

　投資信託、金銭の信託、生命保険特別勘定等の委託運用を行っている場合は、目論見書、運用結果ディスクローズ資料等に基づき、資産種類別に帰属先を確定のうえ、該当欄に額を記入してください。やむを得ない事由により帰属先の確定が困難である場合には、リスク係数が最大である資産の種類としてください。

**(ⅰ) 価格変動リスク対象資産**

　　価格変動リスク対象資産として、記載されている有価証券等の区分に応じて、貸借対照表計上額（ただし、生保一般勘定に属する資産及び子会社等に対する出資・貸付金を除く。）を記入してください。（ここでは、デリバティブ取引高を控除する前の貸借対照表上の額を記入してください。）

・邦貨建債券については、満期保有目的債券及び、満期保有目的債券以外の内訳として、責任準備金対応債券、責任準備金対応債券以外に区分して、それぞれ黄色のセルに記入してください。

　　・外国株式及び外貨建債券・貸付金に係るリスク係数は、為替以外の価格変動リスクのリスク係数と、為替リスクのリスク係数に分離し、前者は全ての外国株式及び外貨建債券・貸付金に適用し、さらに、同一通貨建の負債との明確な対応関係がなく、かつ有効な為替ヘッジが行われていない場合には、後者も適用してください。

・法人（消費生活協同組合及び連合会を除く。）に対する出資は国内株式又は海外株式の区分としてください。

　・不動産（国内土地）については、資産運用目的で保有していない場合であっても計上してください。

**(ⅱ) 信用リスク対象資産**

　信用リスク対象資産として、貸付金、債券及び預貯金（未収収益（貸借対照表において未収収益として表示されたものに限る。）を含む。）、短資取引（子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引を除く。）のそれぞれについて、貸借対照表計上額を記入してください。

　　記入に当たっては、それぞれの保有資産の格付等に応じて、ランク１からランク４の該当する区分に記入してください。

　　また、ランクの分類に際しては、以下の定義にしたがってください。なお、金銭債権（貸借対照表上の金銭債権）については、金銭債権の債務者の信用力に応じてランク２、ランク３またはランク４の信用リスクを有する貸付金等としてください。

・国際機関とは、条約又は政府間協定により設立された機関で、国際復興開発銀行、アジア開発銀行及び米州開発銀行等をいいます。

・我が国の政府関係機関とは、我が国において特別の法律に基づいて設立された法人（株式会社及び業として預金の受け入れを行う法人を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

（ａ）政府が百分の五十を超える出資を行っている法人

（ｂ）政府が出資を行っている法人で、かつ、法律の規定により当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得又は主務大臣の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

・地方公共団体には、次に掲げるものを含めてください。

（ａ）地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づいて設立された地方住宅供給公社をいう。）

（ｂ）地方公共団体又は地方住宅供給公社が資本の額又は基金の総額の百分の五十以上を出資し、地域開発の目的で設立した法人

・公企業とは、政府又は地方公共団体が出資している法人及び共済組合等（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第15条第２項に規定する共済組合等をいう。）その他これらに準ずるものとします。

・外国の政府関係機関とは、外国の法律に基づいて設立された法人であって、次に掲げる基準に照らし、我が国の政府関係機関に準ずるものと認められるものとします。

（ａ）当該法人に対する政府の出資の状況

（ｂ）政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況

（ｃ）当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況

・我が国の金融機関とは、次のいずれかに該当するものとします。

（ａ）銀行

（ｂ）信用金庫又は信金中央金庫

（ｃ）信用協同組合又は全国信用協同組合連合会

（ｄ）労働金庫又は労働金庫連合会

（ｅ）商工組合中央金庫

（ｆ）農業協同組合、信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫

（ｇ）保険会社

（ｈ）証券金融会社

（ｉ）外国の金融機関の国内支店

・外国の金融機関とは、外国の法律に基づいて設立された法人であって、我が国の金融機関に準ずるものとします。

・有価証券、不動産等を担保とする与信には、動産、法令に基づいて設立した財団又は指名債権を担保とする与信を含めるものとします。

**（ⅲ）信用リスク対象資産（証券化商品、再証券化商品）**

　信用リスク対象資産として、証券化商品及び再証券化商品について、貸借対照表計上額を記入してください。

　　記入に当たっては、それぞれの保有資産の格付等に応じて、ランク１からランク４の該当する区分に記入してください。

　※　証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいいます。ただし、次の該当するものは除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に記入してください。

・　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

・　最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

・　その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

※　再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいいます。

**(ⅳ) 子会社等リスク対象資産**

　　子会社等リスク対象資産として、子会社等を国内会社・海外法人ごとに金融業務、非金融業務に分け、それぞれに対する株式及び貸付金の額を記載してください。

　　なお、信用リスクのランク４に該当する子会社等については、上記とは別に、「上記に関わらず信用リスクのランク４に該当する子会社等」の欄に記入してください。

(6) 入力表（その５）

**（ⅰ）デリバティブ取引の取引高**

1. 先物取引及びオプション取引

　　　先物取引及びオプション取引の取引高として、取引の種類並びに取引区分※１ごとに、当該デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っているか否かに区分して、以下により計算した対象取引残高を記入してください。

デリバティブ取引高の内数として、規程第４条の５第６項第１号又は第２号に定める、支払余力比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる取引に相当する額がある場合には、当該額を「うち、意図的に取引を行っていると認められる額」に記入してください。

　　（対象取引残高の計算方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 取引区分 | 対象取引残高 |
| 先物取引（売建） | 時価×取引単位×契約数量 |
| 先物取引（買建） | 時価×取引単位×契約数量※２ |
| オプション取引（プット買） | 行使価格×取引単位×契約数量 |
| オプション取引（プット売） | 行使価格×取引単位×契約数量※２ |

　※１　リスクヘッジを行っている場合には、有効性の確認が必要となりますが、以下の全ての要件を満たす場合には、リスクヘッジの効果を認めることとします。

①　資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。

②　ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に従うものであること。

③　ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。

④　ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも毎事業年度末）において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産とのβ値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が0.5～２までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用してβ値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。）

　ただし、上記にかかわらず次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できることとします。

・　国内株式及び海外株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

・　邦貨建債券及び外貨建債券、外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合

・　為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類に関わらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約、通貨オプションでヘッジを行っている場合

※２　先物取引（買建）またはオプション取引（プット売）に関して先物取引（売建）またはオプション（プット買）によるリスクヘッジを行っている場合は、先物取引（買建）またはオプション取引（プット売）に係る対象取引残高の額から当該先物取引（売建）またはオプション（プット買）の対象取引残高を控除した額を記入してください。

　②　スワップ取引等

　　スワップ取引等を行っている場合は、オリジナル・エクスポージャー方式（再構築コストを計算せずに簡便に計算する方式）又はカレント・エクスポージャー方式（ある時点のデリバティブの現在価値（取引相手が倒産し、取引を履行できなくなった場合に、同一の取引を市場で再構築するためのコスト）に、その後の価格変動によって生じる再構築コストの変化を付加する方式）のいずれかの方法により、それぞれ以下のとおりの値を記入してください。

　　イ　オリジナル・エクスポージャー方式

取引の種類毎及び原契約期間の区分（１年以内、１年超）ごとに、想定元本額及び

原契約期間の年数を記入してください。

ロ　カレント・エクスポージャー方式

　　以下のそれぞれの金額を記入してください。

①　再構築コストの金額

　　　市場の実勢条件による評価により算出した再構築コスト（マイナスの場合はゼロ）を記入してください。

②　ネット再構築コストの金額

　　　スワップ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約にある場合は、ネット再構築コストの金額（マイナスの場合はゼロ）を記入してください。

③グロスのアドオン

取引の種類に応じ残存期間の区分により区分した区分ごとに想定元本額を記入してください。

④　ネットのアドオン

　　　　スワップ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約にある場合は、以下の式により計算した額を記入してください。

　　　　０．４×グロスのアドオン ＋

０．６×（ネット再構築コスト）／（グロス再構築コスト）×グロスのアドオン

　　※　法的に有効なネッティング契約とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネッティング契約（特定の２者間で相殺決済を行う契約）のことをいいます。

**（ⅱ）信用スプレッドリスク対象資産**

　　信用スプレッドリスク対象資産として、クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却取引について、プロテクションに係る参照債務の想定元本額を、リスク対象資産の所在地ごとに記入してください。

(7) (参考)実質資産負債差額

**（ⅰ）資産額**

①貸借対照表の資産の部合計額

　　貸借対照表上の資産の部合計額を記入してください。

②有価証券の含み損益

　　有価証券の貸借対照表上の額と、公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額との差額を記入してください。

　　公表されている最終価格とは、取引所取引価格、基準気配、基準価格等とします。

　　これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とは、証券会社等から支払余力比率の算出を行う日の時価情報として入手した評価額又は組合の独自の評価方法に　よるもので合理的に認められる価額とします。

　　なお、算出にあたっては、以下の点に留意してください。

・株式又は社債であって発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還などに重大な懸念があるものについては、実態に則して評価し算出すること

　　・外貨建有価証券は円貨に換算することとし、算出日のＴＴＭにより算出すること。

③有価証券、不動産以外の資産の含み損益

　　金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、②有価証券の含み損益の記入に準じてください。

　　なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出してください。

　④その他有価証券に係る繰延税金資産

　　その他有価証券に係る繰延税金資産の貸借対照表上額を記入してください。

**（ⅱ）負債額**

①貸借対照表の負債の部合計額

　　貸借対照表上の負債の部合計額を記入してください。

　②その他有価証券に係る繰延税金負債

　　その他有価証券に係る繰延税金負債の貸借対照表上額を記入してください。